

等の悪質・危険な運転の根絶を重点目標に掲げ実施されます。

むつ地区交通安全協会では地域から悲惨な事故を無くし、安全で住み良い街づくりのために様々な活動を行っています。この活動を支えているのは会員の皆様の会費と賛助金です。ご支援とご協力をお願いいたします。

- ◆会費 年間600円
- ◆協賛金 一口5,000円から
- ◆受付 むつ警察署内むつ地区交通安全協会
免許更新時及び平日
8:30~17:00

◆問合せ先
むつ地区交通安全協会
☎ 0175-23-6742

法の日週間行事・調停制度発足100周年記念行事のお知らせ

簡易裁判所の民事調停手続の模擬調停(調停手続の各場面を実演して解説)及び調停制度についてのパネルディスカッションによる意見交換等を行います。

◆日時
10月3日(月) 13:30~16:00
(受付開始:13:10)

◆場所
青森地方・家庭裁判所

◆対象
一般の方 25人(先着順、参加無料)

◆申込方法
9月12日(月)
(受付時間:平日9:00~16:30)

◆申込・問合せ先
青森地方裁判所事務局総務課 庶務係
☎ 017-722-5421
FAX 017-723-7183

あんぜん、きづく、あんしん 東北電気保安協会



電気配線の
安全点検を行っています。

—注意—
この調査でお客様から
直接料金を頂くことは
ありません。

◆問合せ先
(財)東北電気保安協会 むつ事業所
☎ 0175-22-4698

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

◆対象となる方
老齢基礎年金を受給している方
(以下の要件をすべて満たしている必要があります)

- 65歳以上である方
- 世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方(以下の要件を満たしている必要があります)

- 前年の所得額が約472万円以下である

◆請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

令和5年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和4年10月分から遡って受け取ることが出来ます。

② 年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場税務住民課で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

◆問合せ先
給付金専用ダイヤル
☎ 0570-05-4092
税務住民課 住民G
☎ 0175-27-2111

秋の交通安全運動が実施されます

～9月21日(水)～30日(金)まで～

秋の交通安全運動が、子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保、夕暮れ時と夜間の交通事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上、自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底、飲酒運転

お知らせ 募集 イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

① 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は市町村窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

② かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

いつも診察してもらう『かかりつけ医』があると、体質や持病を理解した上で助言をしてくれたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してくれたりするので安心です。

また、普段から何でも相談できる『かかりつけ薬局』があると、薬歴(薬の服用記録)の管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

③ 高額療養費の事前口座登録をお願いします

令和4年10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合が2割となる方は、外来診療分の1か月の負担増加額を3,000円までに抑えるため、自己負担額(窓口で支払う費用)との差額を高額療養費制度の口座へ後日払い戻します(令和7年9月30日まで)。

窓口負担割合が2割となる方で、高額療養費の口座が未登録である方には、令和4年9月以降に高額療養費支給事前申請書を郵送しますので、高額療養費の事前口座登録をお願いします。

◆問合せ先

税務住民課 国民健康保険G
☎ 0175-27-2111
青森県後期高齢者医療広域連合
☎ 017-721-3821